

## 国立大学法人富山大学受託研究取扱要項

平成17年10月1日制定

令和元年10月1日改正

令和3年3月30日改正

第1条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の受託研究に関する事項は、国立大

学法人富山大学受託研究取扱規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項については、この要項の定めるところによる。

第2条 規則第4条に基づく申込書は、別紙様式第1号の「委託研究申込書」によるものとする。

第3条 規則第7条第2項に定める間接経費は、直接経費の30%とする。

2 前項にかかわらず、競争的資金等に係る間接経費にあつては、当該競争的資金等において措置される金額とする。

3 規則第7条第3項に定める学長が真にやむを得ないと認める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 委託者が国の機関、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であつて、財政事情で間接経費がない場合

(2) 委託者が前号以外の場合であっても、従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で、継続して行う場合にあつては、平成18年度に限る

(3) 社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与するものと認められる場合

第4条 やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、原則として受託研究に要した経費を委託者に返還しない。ただし、特に必要であると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがある。

### 附 則

この要項は、平成17年10月1日から実施する。

### 附 則

この要項は、令和元年10月1日から実施する。

### 附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。